

1. 建築物

[10]更衣室等（更衣室、シャワー室及び洗面所）

整備の基本的考え方

近年は高齢者や障害者のスポーツ活動が盛んになってきており、スポーツ施設などにおける更衣室・シャワー室・洗面所等の施設整備については、高齢者や障害者の利用に配慮した構造とする。

整備基準

不特定又は多数の者が利用する更衣室等(客室の内部の更衣室等を除く。)を設ける場合においては、次に定める基準に適合する更衣室等を1以上(男性用及び女性用の区分がある場合においては、それぞれ1以上)設けること。

- イ 高齢者、障害者等が円滑に利用することができるよう手すり、腰掛台等が適切に配置されていること。
- ロ 水栓器具は、高齢者、障害者等が容易に操作することができる構造とすること。
- ハ 床面は、ぬれても滑りにくい材料で仕上げること。

さらに望ましい基準

○解説

※容易に操作することができる構造：レバー式や感知式の器具。

○配慮事項

・更衣室等の構造

更衣室等の内部は車いすで容易に移動でき、かつ、転回できる広さを確保すること。
車いす使用者が移動する際に支障となる段を設けないこと。

・腰掛台等

ベンチ、腰掛台等の高さは車いすの座面の高さに合わせて40cm～45cm程度とすること。
シャワー用のいすや専用車いすを配置しておくことが望ましい。

・水栓器具

シャワーヘッドは上下に2箇所もしくは昇降可能なものを使用すること。
冷温水の区分などは、点字による標示を行うことが望ましい。

・ロッカー

車いすで利用できる構造のものを配置する。また、補装具を収納することができる広さを確保すること。

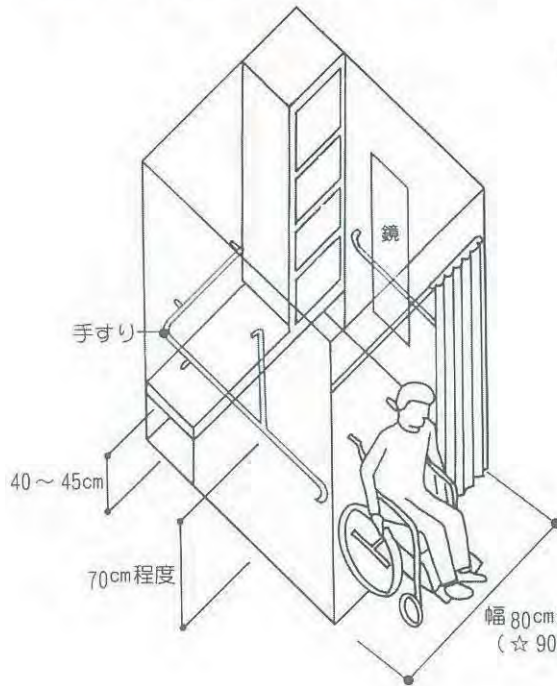
・洗面器具

手すり付きの洗面器具を設けること。

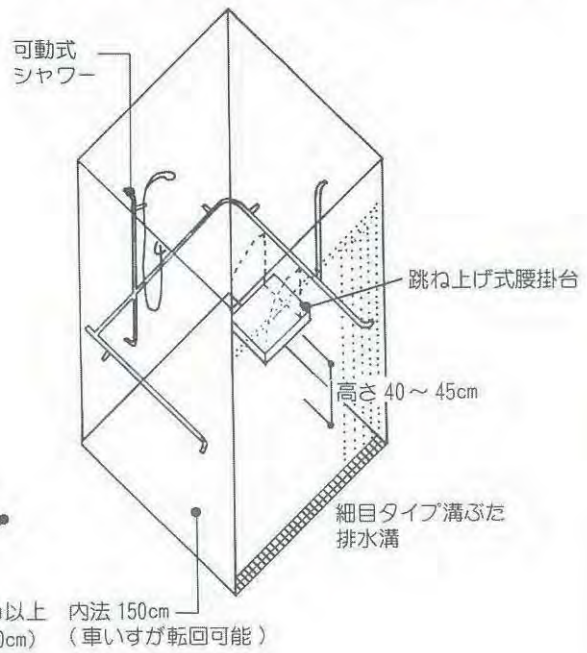
車いす使用者の利用する洗面器具の高さは75cm～80cm程度とし、台の下部にひざや足先が入るスペースを設けること。

参考解説図

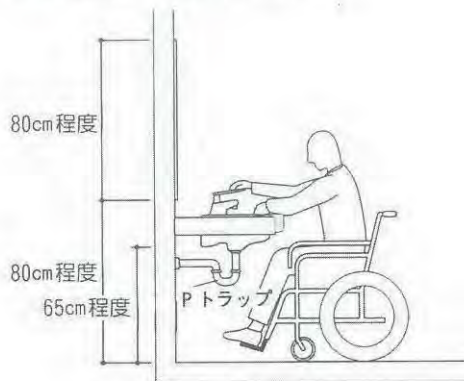
■車いす使用者用更衣室整備例



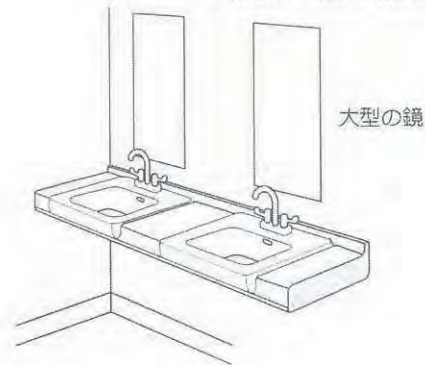
■車いす使用者用シャワー室整備例



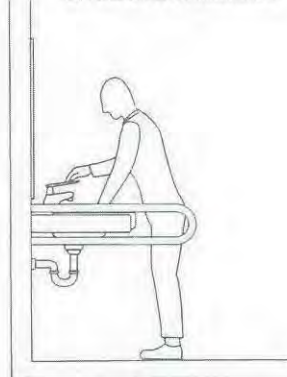
■洗面所・器具の仕様



車いすで支障のない洗面台 (大型で下部に余裕のあるもの)



歩行困難者用洗面器具



操作が容易な器具を使用 (レバー式の例)

